科目ナンバリング	U-LAS06 20009 LJ41						
授業科目名<英訳>	民事裁判入門 Introduction to Civil Procedure			担当者所属職名・氏名	法学研究科　教授　　山田　明		
群	人文・社会科学科目群	分野(分類)	法・政治・経済(各論)		使用言語	日本語	
旧群	A群	単位数	2単位	週コマ数	1コマ	授業形態	講義（対面授業科目）
開講年度・開講期	2026・後期	曜時限	水2	配当学年	全回生	対象学生	全学向

[授業の概要・目的]

主として、民事第一審訴訟について、訴えの提起から審理・判決を経て強制執行による権利の実現までの民事訴訟手続の流れ、民事訴訟審理の基本原則等を学んで、民事裁判の仕組みを体系的に理解することを目的とする。

講義に際しては、身近な民事紛争の事例を取り上げて、民事裁判（訴訟）の特質を理解できるようにするとともに、元裁判官の経験を活かして、民事裁判が実際にどのように進められるのか、裁判官はどのような判断過程を経て結論を導き出しているか、対立矛盾する証拠の信用性をどのように評価して事実を認定しているかなどについて、具体的に講義する。

[到達目標]

民事第一審訴訟の手続の流れと実際の進め方、民事訴訟審理の基本原則等を学び、民事裁判の基本的な仕組みについて体系的な理解を得るとともに、紛争解決に向けた法的対応能力（事案を的確に分析して法的に論証する能力）の基本を身につける。

[授業計画と内容]

基本的に以下の計画に従って講義を進める。ただし、講義の進み具合、受講生の理解度に応じて順序や同一テーマの回数を変えることがある。また、提出された課題レポートについての解説・講評を適宜行う。

第１回　授業のガイダンス
　　民事紛争について
第２回　私的紛争の解決方法について
　　民事裁判の特質について
　　民事裁判制度の概要について
第３回　民事訴訟手続の流れについて
　　管轄裁判所について
第４回　訴えについて
　　訴訟上の請求（訴訟物）について
第５回　当事者について
　　請求の客観的併合について
第６回　多数当事者訴訟について
第７回　民事裁判の判断の構造について
　　民事訴訟の基本原則について
　　主張立証責任と主張の位置付けについて
第８回　争点整理手続について
　　主張整理について
第９回　類型別訴訟の主張整理について
第10回　主張整理の実践について
第11回　証拠の整理について
　　書証について
　　調査嘱託・検証・鑑定について

民事裁判入門(2)へ続く↓↓↓

民事裁判入門(2)

第12回　人証について
　　事実認定の判断枠組みについて
　　事実認定について
　　判決によらない訴訟終了について
第13回　判決について
　　民事保全について
　　民事執行について
第14回　専門訴訟について
　　家事事件について
　　行政訴訟について
第15回　フィードバック

[履修要件]

特になし

[成績評価の方法・観点]

レポート（3回、第1、2回は各30点、第3回は40点）により評価する。
　レポート（3回）の提出は必須である。
　課題に対するレポートの作成・提出方法は授業時に指示する。
　レポートは、与えられた課題に対し、授業で提供した民事裁判の基本的知識をもとに、到達目標の達成度に基づき評価する。

[教科書]

　教科書は特に指定しない。
　事前にレジュメ等をKULASISに登載する。
　小六法（デーリー六法、ポケット六法等。どこの出版社のものでもよい）は必要。第１回講義で紹介する。

[参考書等]

　（参考書）
中野貞一郎『民事裁判入門［第３版補訂版］』（有斐閣）ISBN:978-4-641-13623-6
その他授業中に紹介する。

[授業外学修（予習・復習）等]

　レジュメの該当箇所について参考書等を手がかりに予習して授業に臨み、授業後は、必要に応じて参考書等も参照しつつ何を理解できたか確認することが望ましい。特に準備が必要な場合は授業中に別途指示する。

[その他（オフィスアワー等）]

　民事訴訟審理の実情、裁判官の判断形成過程（裁判官はどのように考えて訴訟を進行し、最終的な判断をしているか）等について具体的事例に即してわかりやすく講義したい。
　「法化」が進み、誰でもが様々な民事紛争に巻き込まれる可能性のある時代となっている。理系・文系を問わず、民事紛争が生じた場合の対応能力（事実関係を正確に把握して分析・評価して解決方法を探る能力、自分の言い分を根拠をもって論証する能力等）を身につけ、解決手段、とくに民事裁判の仕組みや判断方法を知っておくことは社会生活を営むうえで有用と考えられる。法学部以外の受講生も大いに歓迎する。

民事裁判入門(3)へ続く↓↓↓

民事裁判入門(3)

[実務経験のある教員による授業]

①分類
実務経験のある教員による実務経験を活かした授業科目

②当該授業科目に関連した実務経験の内容
裁判官経験：約36年（民事、刑事、家事、少年）。民事関係では、第1審の地方裁判所及び第2審の高等裁判所で、それぞれ裁判長及び陪席裁判官を経験した。

③実務経験を活かした実践的な授業の内容
民事裁判に関する基本的知識を提供するとともに、裁判官として具体的事件を通じて考えたことを伝え、紛争解決に向けての裁判官や裁判所の役割について、学生とともに考えたい。

[主要授業科目（学部・学科名）]